

教育等の振興に関する施策の大綱

平成30年7月

石 巻 市

新たな「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日から新しい教育委員会制度がスタートしました。

新制度の下では、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通と連携を図りながら教育行政を推進するため、総合教育会議を設けることとされております。また、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整を図りながら、教育の目標や施策の根本である大綱を定めることとされており、本市においては、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定いたしました。

教育委員会においては、教育施策の新たな指針として「石巻市教育振興基本計画」を平成29年3月に策定し、関係部署・関係機関と連携しながら教育行政を推進しているところです。

今般、平成28年3月に策定しました大綱の考えを継承しながら、石巻市教育振興基本計画との整合性、連動性を図り、総合教育会議において協議・調整を行い、新たな「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定いたしました。

東日本大震災から7年余りが過ぎようとする今日、本市においては、石巻市総合計画基本目標に掲げる「個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち」、「心ゆたかな誇れるまち」を創造する人づくりを目指し、「豊かな情操と道徳性」、「優れた知性と創造力」、「すこやかな心と体」の3つに重点を置き、教育の本質は「人づくり」であるという理念で教育の各施策を進めているところです。

一方、現在、学校現場においては、教育行政だけでは解決が難しい問題や、家庭や地域と連携を図りながら取り組んでいく必要のある様々な課題があります。

石巻の豊かな自然の中で、子どもたちを健やかに育てていくため、市民の方々が健康で生涯にわたり学び続けることのできる環境をつくるとともに、文化芸術の振興を通じた心の復興を果たし、地域社会全体を豊かな学びの場としていくことを目指していきたいと考えております。

豊かな学びの場となった地域社会全体で未来の担い手である子どもたちを育み、子どもたちが郷土に誇りと愛着を持ちながら、生き生きと活躍していくことができるよう、総合教育会議で協議を重ねながら、これまで以上に教育委員会と連携を図るとともに、家庭や地域の皆様のご理解をいただき、一緒になって教育行政を推進してまいります。

平成30年7月

石巻市長 亀山 紘

1. 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

2. 大綱の期間

平成30年度から平成33年度まで

3. 基本方針

基本方針 1

生涯にわたり学び続け、社会を生き抜く力を持つ子どもたちを育成します。

基本方針 2

子どもたち一人一人に対応したきめ細かな支援を行います。

基本方針 3

子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

基本方針 4

地域や家庭とともに、子どもたちの学びや育ちを支えていく環境づくりを推進します。

基本方針 5

生涯を通じた学びやスポーツ、多様な文化芸術との触れ合いを通し、豊かな地域社会の形成を目指します。

基本方針 6

郷土の歴史や文化・芸能に関する理解を深め、地域への愛着や誇りを育みます。

4. 大綱の全体像（基本方針・基本目標・内容）

基本方針 1

生涯にわたり学び続け、社会を生き抜く力を持つ子どもたちを育成します。

基本目標 1	時代の変化に対応した教育の推進
	<ul style="list-style-type: none">・ 基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、その知識や技能を生かし、自ら考え判断し、たくましく社会を生き抜いていく力を持つ児童生徒の育成を目指します。・ 様々な体験活動や豊かな自然との触れ合いを通し、課題を見出し、探究活動を通して、科学的に調べる能力や態度、問題解決能力を育成します。・ 児童生徒に夢や希望を持たせ、変化の激しい社会に対応していくために必要な力を育成するとともに、志を高め、将来社会人・職業人として自立する上で必要な力を育成する教育を推進します。・ 市立桜坂高等学校においては、生徒一人一人の「人間力」を高め、夢を実現させるため、特色ある教育活動を実践し、魅力ある学校づくりを推進します。
基本目標 2	児童生徒の豊かな心と健やかな体、確かな学力の育成
	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒の自他の生命の尊重、他者への思いやりや感謝の気持ちなど、人との関わりを大切にする豊かな心を育むため、人権教育、道徳教育を推進するとともに、学校、家庭、関係機関等が連携しながら、いじめ防止に向けた取組を推進します。・ 相談活動や心身の健康実態調査などの、震災後の子どもたちの心のケアを児童精神科医の協力を得て継続して行います。・ 生涯にわたり健康でたくましく生き抜いていくため、運動に親しむ機会を充実させ、児童生徒の基礎体力の向上を図ります。また、家庭と連携しながら正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、食育の推進や保健衛生の指導の充実を図り、児童生徒の健康管理に努めます。・ 教員の指導力向上を図り、学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、分かる喜びを実感できる授業づくりを進めることにより、児童生徒の学習意欲を高め、望ましい学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。・ 幼稚園・こども園・保育所と小学校との連携を図り、指導の継続性と幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進し、遊びを中心とした幼児期の教育から小学校への移行を円滑に行います。また、家庭と連携し、人とかかわる力や学ぼうとする意欲などを育てる「学びの土台づくり」を行います。

基本方針 2

子どもたち一人一人に対応したきめ細かな支援を行います。

基本目標 3	子どもたち一人一人に対応した教育の充実
<ul style="list-style-type: none">子どもたち一人一人に合った指導の充実や学習支援体制の強化を図り、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる学校教育を推進します。関係機関等と連携し、就学相談を充実させ、就学前及び就学後において子どもたち一人一人に合った継続的な支援を行います。	
基本目標 4	不登校児童生徒への支援の充実と不登校児童生徒が生まれにくい環境の整備
<ul style="list-style-type: none">学校全体で不登校防止に向けた体制づくりを行うほか、スクールカウンセラー等を活用した各学校等における相談体制の充実や問題行動の未然防止・早期対応・早期解決できる支援体制の充実に努め、不登校児童生徒が生まれにくい環境の整備を図ります。学校・家庭・関係機関等が緊密に連携しながら不登校児童生徒に対する生活面・学習面での支援を行い、いじめや不登校等の解消に努めます。	

基本方針 3

子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

基本目標 5	学校における子どもたちの安全の確保
<ul style="list-style-type: none">東日本大震災の教訓を生かし、教職員の防災教育指導力と子どもたちの災害対応力の向上を図り、いかなる災害に直面したときも確実に命を守り抜くことができるよう、防災教育の充実を図ります。学校防災マニュアルに基づいた避難訓練の実施など、地域ぐるみの防災体制を整備するとともに、各校の防災に関する意識啓発を行い、危機管理体制を整備します。また、学校、地域、関係機関等が連携し、防犯対策、安全対策を強化し、学校生活における子どもたちの安全の確保を図ります。子どもたちが安全に安心して学ぶことができるよう、学校の老朽化対策など学校施設・設備の計画的な改築・改修整備を行います。	

基本目標 6	児童生徒の学習機会の確保と教育環境の充実
<ul style="list-style-type: none"> 学校規模の適正化の実現や教職員の資質向上のほか、備品や教材の整備、学校図書館の充実などにより、良好で質の高い教育環境を確保します。 経済的な理由により就学困難な児童生徒への支援のほか、遠距離通学となる児童生徒への通学支援など、児童生徒の学習機会の確保に努めます。 	

基本方針 4

地域や家庭とともに、子どもたちの学びや育ちを支えていく環境づくりを推進します。

基本目標 7	家庭の教育力の向上を図るための環境づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> すべての教育の出発点でもある家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、家庭教育に関する啓発の推進や相談活動を行います。 保護者同士の相互学習や交流促進の機会を創出するとともに、子育てサポーターの養成や家庭教育支援チームの活動を支援し、地域において家庭教育を支える体制づくりを推進します。 	
基本目標 8	地域と連携・協働した子どもたちの育成と学校づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域とが連携・協働し、子どもたちの安全確保と健全育成のための体制づくりを行うとともに、学校支援地域コーディネーターの育成など、地域の教育資源や人材を活用した協働教育を推進し、子どもたちや地域住民の豊かな学習機会を創出します。 学校からの情報発信により、教育活動に対する地域住民の理解の促進を図り、地域との連携による学習活動を進めやすい環境づくりを推進するとともに、地域の声を生かした学校運営の充実を図ります。 	

基本方針 5

生涯を通じた学びやスポーツ、多様な文化芸術との触れ合いを通し、豊かな地域社会の形成を目指します。

基本目標 9	生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進
<ul style="list-style-type: none">多様な学習機会の提供や学習環境の充実を図るとともに、指導者の養成や学習成果を活用できる仕組みづくりを行い、市民が生涯にわたり学び続けることのできる環境づくりを行います。生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るため、各年齢や体力にあったスポーツ活動の機会の提供や身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことのできる環境づくりを行います。	
基本目標 10	文化芸術による豊かな地域社会の形成
<ul style="list-style-type: none">学校教育の中で児童生徒が優れた文化芸術に触れることのできる機会を創出するほか、文化芸術に関する情報機能を強化するとともに、文化芸術鑑賞の機会を提供し、市民が文化芸術を身近に感じることのできる環境づくりを行います。文化芸術活動を行う団体との連携強化や団体同士の交流の促進などにより、市民の文化芸術活動に対する支援を行います。	

基本方針 6

郷土の歴史や文化・芸能に関する理解を深め、地域への愛着や誇りを育みます。

基本目標 11	文化財、伝統文化・伝統芸能に対する理解の促進及び保護・継承の推進
<ul style="list-style-type: none">文化財や伝統文化・伝統芸能に関する学習機会を充実させ、市民の文化遺産に関する理解の促進を図るとともに、伝統文化・伝統芸能の継承者への支援を行い、次世代へ継承していく取組を推進します。学校教育の中で児童生徒が伝統文化・伝統芸能に触れる機会を設け、地域の歴史や文化に対する興味、関心を高め、地域への愛着と伝統文化・伝統芸能を保存・継承する心を育てる取組を推進します。	